

須坂市立小中学校におけるこれからの水泳学習に関する方針

小中学校における水泳学習については、次のような課題を抱えています。

- ①年間 10 時間程度で学習指導要領に示された学習内容を履修しなければなりません。
- ②小学校の教員採用試験で水泳実技の項目が無くなるなど、教職員の水泳に関する専門性の低下が危惧されています。
- ③紫外線や熱中症等の健康への影響を心配する保護者や、紫外線アレルギー等の疾患を持つ児童生徒などにより、水着以外のシャツ等を着用する例が増えてきています。
- ④スイミングスクールへ通う児童生徒が多く、児童生徒の水泳においての技能差が著しくなっています。(他の種目に比べて顕著)
- ⑤プール施設の老朽化が進んでいます。
- ⑥教職員数が減り、教職員一人ひとりにかかる負担が増えています。

こうした課題に対応していくため、小中学校プールのあり方検討会議から提出された提言を踏まえて、次のとおり市としての方針をまとめました。

1. これからの水泳学習の姿

学びをつなぎ、のばす水泳学習

2. 水泳授業と水泳指導について

(1) 水泳授業

①アレルギー性疾患を持つ児童生徒等への配慮

紫外線等のアレルギー性疾患を持つ児童生徒等へ配慮し、皮膚が露出しないラッシュガード等の着用や、スイミングゴーグルの着用を奨励します。

②熱中症対策

プールサイドが高温になりがちなことや、水中においても発汗・脱水があることに留意し、他の体育活動時と同様に、「須坂市立小・中・支援学校における熱中症ガイドライン」や国・県からの通知に基づき、水温や気温等の状況に応じた必要な対策を行うこととします。

③水の事故防止のための学習

水の事故防止のための学習については、「安全確保につながる運動」に取り組む小学校高学年以上を中心として履修していくこととします。なお、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方については、着衣泳だけでなく、ペットボトルなどの身近な物を使って浮力を得る体験など、様々な方法がありますので、施設管理者と相談して取り扱うこととします。

(2) 水泳指導

①学びの系統性を考慮した水泳学習の展開

《小学校低学年》水につかって歩いたり走ったり、水にもぐったり浮いたりする楽しさに触れます。

《小学校中学年》水に浮いて進んだり呼吸したり、様々な方法で水に潜って浮いたりする楽しさや喜びに触れます。

《小学校高学年》続けて長く泳いだり、浮く距離や浮いている時間を延ばしたり、記録を達成する喜びを味わいます。

《中学校 1-2 年》クロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライなどから構成され、浮く、呼吸する、進むなどのそれぞれの技能の組合せによって成立している運動で、それぞれの泳法を身に付け、続けて長く泳いだり、速く泳いだり、競い合ったりする楽しさや喜びを味わいます。

《中学校 3 年》記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、体力の高め方や運動観察の方法などを理解するとともに、効率的に泳ぐ力を付けます。

※スイミングスクールに通っている児童生徒と通っていない児童生徒では、泳力に差があることから、通っていない児童生徒に配慮した指導を行います。

②水泳インストラクターの活用

教職員の技能差や専門性を補うために、学校の希望に応じて専門性のある水泳インストラクターを活用していきます。水泳インストラクターは次の学年と場面で活用します。

《小学 1 年生》水遊びの導入の場面

《小学 3 年生》水に浮いて進んだり、呼吸したりする学習での導入場面

《小学 5 年生》クロール、平泳ぎの導入の場面

3. 小中学校のプールのあり方について

(1) 学校プールの修繕・更新・廃止

既存の学校プールについては、多額の費用がかかる修繕や設備等の更新が必要になった場合、次の基準に当てはめて、修繕・更新・廃止の判断を行うこととします。

【基準】

- ①自校プール施設を修繕・更新して水泳授業を行う費用（※1）と、民間のプール施設を利用して水泳授業を行う費用（※2）を比較します。
- ②①の結果、自校プール施設を修繕・更新して水泳授業を行う費用の方が低額な場合は、自校プールを修繕・更新して水泳授業を行うこととします。
- ③①の結果、民間のプール施設を利用して水泳授業を行った方が低額な場合は、自校

プール施設を廃止して、他校のプールあるいは公設や民間のプール施設（以下「校外プール施設」という。）を活用して水泳授業を行うこととします。

※1 今後20年間に必要な維持管理経費から導き出した児童生徒1人・1時限分当たりの単価（設備等の更新期間が約20年のため）

※2 民間のプール施設で水泳授業（2時限分連続）を行う経費から導き出した児童生徒1人・1時限分当たりの単価

（2）自校プールを廃止して校外プール施設を活用する場合の留意事項

①授業時間と高温日・低温日の対策

校外プール施設を活用する際、移動時間の影響を抑えるために、水泳授業の2時限分を連続して行うこととします。ただし、2時限分を連続して行うことによる児童生徒の疲労感を考慮し、水温が上がりにくい6月中旬や、猛暑日が続く7月の水泳授業については、屋内プール施設を活用することを検討します。熱中症対策については、「須坂市立小・中・支援学校における熱中症ガイドライン」や国・県からの通知に基づき、必要な対策を行うこととします。

②水位等の調整

校外プール施設に低学年専用のプールが無い場合は、水深調整台を使う等して、学年に見合った環境を整えることとします。

③予備日の確保

校外の屋外プール施設を活用する場合は、天候等による日程の変更に対応できるように、予め予備日を確保することとします。

④学校間交流

他校のプールを活用する場合は、協力してプールを清掃したり、共に水遊びをしたりするなど、交流の機会が得られるよう検討することとします。

⑤児童生徒・保護者への説明

校外プール施設の活用について、児童生徒や保護者に事前に説明することとします。

⑥校外プール施設への移動費用

学校から校外プール施設への移動費は公費負担とします。